

令和5年 第5回 定例教育委員会 議事録

1 開催日時 令和5年5月29日（月）午後1時30分～

2 開催場所 豊見城市役所 4階 第1会議室

3 出席者

[委員]

教育長 教育委員4名

[事務局]

教育部長 教育総務課長 学校教育課長 学校施設課長 生涯学習振興課長
文化課長 学校教育課参事

4 欠席者 0人

5 傍聴人 0人

6 教育長の報告の要旨 別添教育長業務報告

7 議題及び議事の概要 次のとおり

8 議決事項

豊見城中学校特別教室棟機械設備工事における工事目的物のかしによる損害賠償に関する調停等について

令和5年度豊見城市一般会計補正予算（第1号）について

豊見城市社会教育委員の委嘱について

豊見城市公民館運営審議委員の委嘱について

令和5年度豊見城市一般会計補正予算（専決第1号）について

9 教育長又は会議において必要と認める事項

◎ 会議の要旨

<p>教育長</p>	<p>30秒ほど早いですがけれども始めさせていただきます。それではこれより令和5年第5回定例教育委員会を開催します。</p> <p>日程第1の会議録署名委員の指名であります。本日の会議録署名委員に宮城委員を指名します。よろしくお願ひします。</p> <p>続いて日程第2の会期日程ですが、1日としてよろしいでしょうか。</p>
	<p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、会期日程は1日とします。</p> <p>次に本日の議題ですが、お手元に配付しております議事日程に沿って進めてまいります。よろしくお願ひします。</p> <p>まず日程第3の議題であります、教育長の業務報告を行います。項目が25項目ほどあります。今回、令和5年4月24日から5月28日までの日程になっております。今回、紙面をもって報告とさせていただきますのでご確認のほうよろしくお願ひいたします。</p> <p>続いて、日程第4の議案第11号 豊見城中学校特別教室棟機械整備工事における工事目的物のかしによる損害賠償に関する調停等についてであります。事務局説明お願ひします。</p>
<p>学校施設課長</p>	<p>学校施設課の石川です。議案第11号 豊見城中学校特別教室棟機械設備工事における工事目的物のかしによる損害賠償に関する調停等について説明いたします。</p> <p>提案理由としましては、市が調停仲裁等を申し立てる場合は、地方自治法第96条の規定により市議会に諮ることとなっていることから、豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任に関する規則第2条第3号の規定に基づき、本委員会に提出するものでございます。資料としましては、市議会に提出した、先ほど差し替えをお願いした議案第34号と概要、それと詳細な説明資料を先にお配りしている説明資料として、豊見城中学校特別教室棟機械設備工事における工事目的物のかしによる損害賠償に関する調停等についての概要として、下のほうにページが1ページから10ページまで振られているのがあるかと思いますが、この説明に関しましては、このページ数が振られている調停等の概要についてという資料のほうで説明させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>まず1、議案の内容です。工事目的物のかしに起因した漏水により電気設備等が棄損し、その復旧費用について工事請負契約書第45条に基づき相手方に請求を行ったが、支払いがされていないため、沖縄県建設工</p>

事紛争審査会に調停仲裁を申し立てることについて提案するものとなっております。当該工事は、特定建設工事共同企業体で施工しており、相手方は2社となっております。また工事は完了していることからJVは解散しております。今回の件に関しては、昨年9月の定例教育委員会でも報告した件でございますが、豊見城中学校の特別教室棟で漏水が発生し、電気設備機器が水に浸かってしまい破損しております。そこで復旧工事を行っております。その復旧に要した費用について漏水が起こったのは、施工業者のかしであるとして施工業者に請求を行ったのですが、施工業者が応じていない、現在その状況でございます。そのため執行部としましては、その解決に向けて沖縄県建設工事紛争審査会へ調停仲裁の申し立てを行い、判断してもらう考えでございます。沖縄県建設工事紛争審査会というのは、建設工事の請負契約をめぐる紛争について、専門家による迅速かつ簡便な解決を図ることを目的として、建設業法に基づき設置されており、民事紛争の解決を行う準司法的機関という位置づけとなっております。

2番目の契約概要でございます。工事名が豊見城中学校特別教室棟機械設備工事、受注者が有限会社与儀工業、株式会社三星建設のJVとなっております。完成が令和3年9月30日、その後検査を受け引渡しが令和3年10月11日となっております。

3番目の漏水の状況としましては、特別教室棟の床下配管ピット内で給水管継ぎ手部分が脱落し漏水が起こり、電気配管から階下へ水が溢れてしまったものであります。漏水の原因としましては、市の見解としましても、施工業者の見解としましても配管の接合部分の接着剤の塗りむらが原因だと考えております。漏水による棄損の状況としましては、電気設備としてインターネット関係の機器設備が792万円、ページをめくっていただいて建築のほうでは、天井の石膏ボードの張替えがございましたので16万5,000円となり、総額で808万5,000円となっております。

5番目の経過としましては、相手方との調整をした内容となっております。まず、2番目の令和4年10月26日に与儀工業に対し支払期限が12月23日の請求書を送付しておりますが、支払われなかったため、12月末頃から1月の頭までに与儀工業さんと話をしたところ、金額にも納得いかないなどとの話になっております。その間に4月には三星建設さんとも話がされて、三星建設さんが相談されている弁護士さんの見解では、もう既にJVが解散していることから連帯責任はないなどのお話があったところで、再度4月28日に今月末に支払期限を設けた請求書を送付し

	<p>ておりますが、今現在、支払いが確認できていない状況となっております。そのため先週月曜日、4月22日付で支払の催促と紛争審査会に申し立てる準備をしている旨の文書で通知を行っております。</p> <p>資料をめくっていただき3ページからは契約書の抜粋となっております、4ページの下から2行目のほうで工事請負契約書の第45条で工事目的物にかしがあるときは、かしの補修・損害の賠償を請求することができることとされていることから、今回請求している根拠となっております。</p> <p>資料をまためくっていただいて、7ページのほうが仲裁合意書となっております。これによってこの工事に関する紛争については、沖縄県建設工事紛争審査会に委ねる旨の合意がされている状況でございます。</p> <p>まためくっていただいて、9ページのほうで施工業者からの漏水報告書となっております、結果として接合部の塗りむらが原因と考えている旨の施工業者は認めているというもので、10ページ目が脱落した継ぎ手部分と漏水が階下に水が行ったという電気配管の写真となっております。説明は以上となります。</p>
教育長	事務局ありがとうございました。ただいま説明がございましたこの内容についてご質問等がありましたら、委員の皆さん挙手をお願いいたします。はい、大城委員。
大城委員	これちょっと説明聞いた中で思ったのは、この引渡しした後だからできないということ。もう引渡しをした後こういうかしが出てきたのを、自分たちには責任がないということ。そうではない。
教育長	はい、事務局お願いします。
学校施設課長	施工業者は接合部の塗りむらが原因とかしを認めているんですが、ただ会社として800万余りの金額を支払うお金がないので、支払うことができないというお話でございます。今、説明したのは与儀工業さんなんですけれど、もう1社の三星建設さんのほうは、もう工事が終わっていて2社で共同して工事を行っているんですけど、工事も引渡しを役所にしたので、その後は工事が終わって共同企業体は解散したから三星建設さんは、うちの施工範囲ではないから連帯して責任を負う必要がないという弁護士さんと相談した内容ではそういう判断をしているというところでございます。
大城委員	これ、金額が大きいだけに裁判までやって請求しないといけないわけですか。
教育長	はい、事務局お願いします。
学校施設課長	うちのほうは、顧問弁護士のほうに相談させていただいて、今までの

	流れ、状況からうちは税金を使って工事しているところもありますので、もちろんかしということでも請求していかないといけない。話合いがつかないとか支払われない場合には、裁判とか建設工事審査会というところで審議することになっております。
大城委員	はい、分かりました。
教育長	よろしいですか。
備瀬委員	関連していいですか。
教育長	はい、備瀬委員。
備瀬委員	このものは、与儀工業に関しては畳むから支払えない。つまりこれは自己破産のことも含まれているんでしょうね。要するに払う能力がないと。もう一つのほうは、結局は解散したから、解散したら払わなくてもいいのかというところですよ。契約内容にはしっかり連帯責任というのが謳われているわけだから、これはちょっとおかしいのかなと思ったりします。この件は過去にもそういう例はあるのでしょうか。補償してもらえなかったという。
教育長	はい、事務局お願いします。
教育部長	庁舎の工事が遅れて、その件で審査会に出した例があります。結論についてちょっと資料今ありませんが、そういった紛争を仲裁していただいた事案というのは、この市庁舎建設の際にあるというふうに聞いております。ただこの手続きについてはですね、仲裁の合意をしていくので裁判までいけないパターンになります。審査会の仲裁、まず調停をしていただいて、それで整わなければ仲裁をしていただくという。そこで法的な順調的な手続きで終わり、この仲裁の結果が判決同等の効力を有するということになりますので、ただいずれにしてもうちとしては、施工事業者も含めて非を認めているので、うちのほうに責任はないということは明らかだと思います。後は与儀工業さんが事業を畳んだ後、三星さんがその支払うのかどうか。連帯責任については基本的にJVを組んでいる以上責任があります。2年以内にうちはこれを申し立てて請求しておりますので、十分適法に行けるというふうに考えております。ただ仲裁結果がどうなるかは、おおむね1年から1年半ぐらいかかるというふうに聞いておりますので、その内容を注視しながらまたその結果進める必要があるかは教育委員の皆様にもご説明していきたいというふうに考えております。
教育長	よろしいでしょうか。はい、大城委員どうぞ。
大城委員	今話を聞いて、じゃあ学校にはこういう支障はありませんか。この

	工事の関係で。
教育長	はい、事務局お願いします。
学校施設課長	学校のほうはもう既に復旧工事を済んでいることから、今現在支障がある状況ではございません。
大城委員	はい、分かりました。
教育長	はい、ありがとうございます。 議案第11号 豊見城中学校特別教室棟機械整備工事における工事目的物のかしによる損害賠償に関する調停等については、事務局の提案どおり決定してよろしいですか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	はい、ありがとうございます。 それでは議案第11号 豊見城中学校特別教室棟機械整備工事における工事目的物のかしによる損害賠償に関する調停等については、提案どおりということで進めてまいります。 続いて日程第5の議案第12号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算(第1号)について事務局の説明をお願いします。
教育部長	教育部長、赤嶺のほうから進めてさせていただきます。 議案第12号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算(第1号)ということになっております。本市、定例で言うと4回ですね、6月、9月、12月、3月と議会があります。おおむねその度ごとに補正というか、その年度当初で決めた予算の補正を必要に応じ行っています。今回、6月の定例会に出す、これから開かれる定例会に出される議案ということになっております。豊見城市に関わるところがありますので教育委員会に関わるところを中心に説明していきたいと思っております。議案のほうを開けてください。市議会に出す議案が28号ということになっております。一般会計補正予算1号ですね、次に定めるところによるということで、1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,321万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ339億6,635万2,000円とするという補正ということになっております。第2項、補正内容については第1表歳入歳出ということになっております。 2条のほうですね、債務負担行為の補正、債務負担行為の追加は、第2表の2債務負担行為の補正によるということになっており、これ第2条の債務負担行為というのは、会計年度独立の原則というのがある、1年ごとに議会の議決を得て予算を執行してまいります、若干ちょっと例外があって、来年度以降支払いが生じるようなものについては、債

債務負担行為ということで、前もって議会の議決をもらっておくという必要になります。それは補正の中で組み込む必要がありますので、ここは後ろで出てきますので、説明していきたいと思います。

次3条地方債の補正ですね、地方債の追加及び変更は第3表地方債補正による。これ地方債とは何かと言うと、地方公共団体が何か事業や建設事業を行うに当たって、おおむね後年度に等しく負担をしてもらう必要があるものとか、今現時点では一般財源が少なく、法律で定められた借金をする必要がある場合、要するに借金ですね、国で言う国債になるんですけども、そういった借金をしていくということのその部分に係る補正ということになっています。それが今回の補正の内容ということになっております。

次のページをお開けください。歳入歳出予算補正ということで、歳入、国庫支出金、繰入金、諸収入、市債というのがあります。こういった歳入でもって次のページの3ページの歳出を充てていくということになっているところでありまして。細かくはちょっと後ろに出てきますので、ここの説明は割愛をさせていただきたいと思っています。

4ページをお開けください。第2表、第2条に係るところですね。債務負担行為の補正というところですね。追加といたしまして、豊見城中学校漏水事故に係る建設工事紛争審査会申立て事件、実費費用及び報酬ということで期間が事項の申立て事件が終了するまで。限度額は事項の申立て事件に係る実費額及び報酬ということで、先ほど石川課長のほうから説明があった案件なんですけども、これが弁護士を雇ってこの申立てをやっていくこととなります。これの事案がどうしても年度をまたいでしまいますので、次年度以降こういったものが出てきますよということで、債務負担行為のこの部分が加えられていくということでご理解いただけたらと思います。

次5ページのほうですね。第3表地方債補正ということですね。ここは借金をするということですね。これは何に借金をするかということなんですけれども、1追加、中央公民館機能強化事業ということで870万円を借金しますよと。ということは条件を揃えて書かれていますけれども、これは一般財源が足りない場合に、しかもこの工事に伴って後年度ずっとこれが使えるので、おおむねこういった地方債に充てて徐々に言わばローンで支払っていくとかいう形になっていきます。下の変更のところについては、おおむね組替えとその他ですので、説明割愛させていただきます。

次、事項別明細に入っていきます。総括ページです。事項別明細の1

ページをお開けください。ここの総括の収入のところですね。14款国庫支出金。これは、先の中央公民館の機能強化事業ですね。これはクーラーの修理なんですけれども、一括交付金等が入っていますので、それに関する事業になっていますね。18款繰入金は、一般財源が足りないということで、財政調整基金のほうからお金を基金のほうから繰入れているということです。20款諸収入と21款市債、この市債は先ほど地方債のほうで補正した内容ですね。全体でこれだけの額ということになっているところがございます。

次のページをお開けください。歳出のほうですね。歳出のほうは、教育関連で言うと10款が教育費ということで、教育委員会に係る費用ということになっています。補正前の額が80億1,619万4,000円だったのを、補正額4,573万5,000円加えまして80億6,192万9,000円ということになっています。財源の内訳が、国・県の支出金が3,480万円、地方債が870万、これは先ほどの地方債3表で出てきた額ですね。一般財源が223万5,000円ということになっています。

次のページで歳入のほうです。18節のほう繰入金ですね。財政調整基金繰入金ということで、1億3,277万7,000円余りですね、財政調整基金これは一般財源等に不足が生じたときにここから入れていくお金、基金とあるんですけど、それから入れて今回の補正に充てているということです。一般財源の223万5,000円のうち一部がこれに当たっているということで考えていただけたらと思っております。

次のページをお開けください。21款1項市債のほうです。これ4項の教育債のほうで870万円ということで補正がされているところがございます。これは中央公民館の機能強化事業ということで、中央公民館の厨房のクーラーの補修ということになっているところがございます。

歳出のほうです。歳出のほうはほかの補正で市長部局ほうで補正とかあるものには省いていきたいと思っておりますので、明細で言いますと、10ページのほうをお開けください。10款1項教育総務費ですね。3目のほうです。教育振興費のほうで補正前の額が6億2,970万8,000円で、補正額が222万6,000円ということになっております。今回226万6,000円を足して、計6億3,193万4,000円ということになっております。報償費これ内容のほうは節のほうを見ていただけたらと思います。報償費です。これは145万円プラスになっております。内容につきましては、教育支援委員会のほうで支援が必要な子どもたちの審査をしていくんですけれども、次年度の特別支援教室の配置等も含めてですね、その中で報酬額を5,000円から1万円に引き上げるという内容となっております。

	<p>ります。これまで5,000円でやっていただいたんですが、心理WISC等がですね、4から5につきましては、もう資格を持たれている方しか審査ができないということで、その報酬の基準に合わせて1万円に引き上げる。その掛ける315名分ということで145万円増ということで今提案するところであります。</p> <p>下のほうに17節委託料とありますが、訴訟等弁護委託料ということで先ほどありましたように紛争審査会のほうに申立てをするに当たり、弁護士の代理人を立てて申立てをしていく予定になっておりますので、その費用に係る着手金と実費に係るところですね。77万6,000円の本年度分の案になっています。翌年度以降にかかった費用につきましては債務負担になっておりますので、次年度以降予算化をする中で成功報酬等については確定していくということになっております。これが教育振興費ですね、222万6,000円のほうです。</p> <p>次下、10款5項社会教育費の2目公民館費用であります。これは4,883万2,000円の既決のもので、4,350万9,000円を補正いたしまして、9,234万1,000円ということになっております。これは国地方債、地方財源を充てて工事請負費ということで4,350万9,000円、豊見城の中央公民館の厨房のクーラーを修繕していくということになっており、それに係る予算ということになっております。後のページについては、その他詳細だとか、その他補正予算に当たって記載すべき内容となっておりますが、今回はその説明は省かせていただきます。説明は以上であります。</p>
教育長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま事務局のほうから説明がございました内容について、ご質問等ありましたら委員の皆さん挙手をお願いいたします。</p> <p>はい、下條委員どうぞ。</p>
下條委員	<p>ご説明ありがとうございます。ちょっと教育支援委員会の現在についてお伺いしたいんですけど、WISC4、5からは心理師及び臨床心理士の資格がないと認めないということで、ほかの市町村の何か挙げているというのを拝聴しております。適就に使われる額と思うんですけど、検査はWISCだけですか。それともK式とかS-M検査とか使われるんですか。</p>
教育部長	<p>なるほど、このところについては学校教育課のほうに。</p>
教育長	<p>はい、事務局お願いします。</p>
学校教育課長	<p>9割方はWISCで検査しております。WISCもなかなかできない</p>

	子については、田中ビネーだとかK式だとかというところも活用しているところがございます。ほとんどがWISCです。
下條委員	WISCの検査対象の年齢は5歳からだと思うんですけども、それより小さい子に関しては。
学校教育課長	K式でございます。
下條委員	はい、ありがとうございます。
教育長	よろしいですか。はい、ありがとうございます。 委員の皆さんよろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	はい、ありがとうございます。 それでは日程第5の議案第12号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算(第1号)については議案どおり決定ということで進めていきたいと思いますが、いかがですか。大丈夫ですか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	はい、ありがとうございます。 それでは、日程第5の議案第12号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算(第1号)については提案どおりということで進めてまいります。 続いて、日程第6の同意案第8号から日程第14の同意案第16号 豊見城市社会教育委員の委嘱について、以上9件を一括して議題に供します。事務局、説明をお願いします。
生涯学習振興課長	こんにちは。生涯学習振興課の大城でございます。よろしくお願いいたします。 同意案第8号から同意案第16号の豊見城市社会教育委員の委嘱についてご説明いたします。よろしくお願いいたします。 今回の社会教育委員の委嘱は、豊見城市社会教育委員に関する条例第5条に伴い、任期期間2年間が終了となりますので、新たに委員について同意が必要となっております。今回の委員についてご説明したいと思います。お手元の委員一覧表についてご説明したいと思いますので、よろしくお願いいたします。 同意案番号第8号、新垣典彦委員、所属が豊見城市校長会になります。委嘱の区分につきましては、学校関係者で今回新規になります。 第9号、外間喬委員、所属は豊見城市子ども会育成連絡協議会になります。委嘱区分が社会教育関係者となっております。継続になります。 第10号、宜保勝美委員、豊見城女性会になります。委嘱区分が社会教育委員関係者になります。これも継続になります。

	<p>第11号、長嶺吉起委員、豊見城市PTA連合会になります。委嘱区分が社会教育関係者になります。今回新規になります。</p> <p>第12号、上原幸子委員、所属がガールスカウト沖縄県第10団、委嘱区分が社会教育関係者になります。この方も新規になります。</p> <p>第13号、柴田聡史委員、所属が琉球大学准教授になります。委嘱区分が学識経験者、継続になります。</p> <p>第14号、原國政也委員、所属が元豊見城市教育委員会教育部長、現在豊見城市社会教育指導員になっております。委嘱区分が学識経験者継続となります。</p> <p>第15号、委員氏名が高村滋人委員、所属が座安小学校読み聞かせボランティア、委嘱区分が家庭教育関係者となります。継続でございます。</p> <p>第16号、當間美智子委員、所属が元沖縄県社会教育委員、委員区分が学識経験者、継続になります。</p> <p>同意案第8号から16号につきまして、ご説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。任期に関しては、令和5年6月1日から令和7年5月31日までの2年間となっております。結果、諮りたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。以上でございます。</p>
教育長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいまの事務局より説明がございました、委員8号から16号に関してありましたので、これについて委員の皆様ご質問等確認したいことがありますらよろしくお願ひいたします。</p> <p>はい、大城委員。</p>
大城委員	<p>みんなすばらしい人材だと思いますが、継続が結構いるもんだから継続の人たちは何年目になるのか、それを教えてほしい。</p>
教育長	<p>はい、事務局お願ひします。</p>
生涯学習振興課長	<p>お答えいたします。上から順にいきたいと思ひます。継続の方に関して、第9号の外間喬委員は平成25年目から10年目となります。宜保勝美委員につきましては、令和3年から2年となっております。柴田聡史委員につきましては、令和3年6月からですので2年となります。原國政也委員に関しましても、令和3年6月1日から2年となります。高村滋人委員に関しては、平成27年6月1日からですので8年となります。16号、當間美智子委員に関しましても、平成29年からですので6年となります。以上でございます。</p>
教育長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>大城委員、大丈夫でしょうか。</p>

大城委員	はい、分かりました。10年とはちょっと長くないかなと思って、私は。
教育長	はい、事務局お願いします。
生涯学習振興課長	10年ということで長いとご指摘を受けましたけれども、今各種団体に置かれまして、我々のほうが委員につきましては依頼をかけておりますので、各種団体のほうからご紹介いただいたところがございます。各種団体につきましても、諸事情等ございましたのでご紹介いただいた委員において責任者として当会において審議したところ、ご提案しておりますので、よろしく願いいたします。
教育長	よろしいでしょうか。はい、備瀬委員どうぞ。
備瀬委員	確かに素晴らしい人材で活躍されていると思います。敬意を表しますが、条例のほうの第5条を見ますと、「委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする」とだけあります。これからすると委員の任期は2年で終わりという形になるのかなと思います。ほかのものについては、再任を妨げないという文も追加してあるんですが、この市会教育委員に関してはこれがないので、任期は継続ではないと、2か年で終わりという捉え方なのかなと私は考えていますけれども、その辺はどうでしょうか。
教育長	はい、事務局。
生涯学習振興課長	委員の任期第5条につきましては、委員の期間は2年とするということでございますけれども、一旦2年で終了ということで考えております。確かに再任ということは書かれておりませんが、新たに選出ということで次の2年間につきましては、新たな選出者としているということで考えております。
教育長	はい、部長お願いします。
教育部長	確かに、備瀬委員がおっしゃるようこのところ解釈が非常に幅があるところだなというふうに思っております。本来は昭和47年に制定したときには立法者がどのような意図を持っていたかということについて今確認するすべがございません。課長が説明しましたとおり、基本的には再任させない場合には再任しない旨を逆に入れるというのが多分通例になっています。要するにあえて2年間に絞るということであればですね。じゃあ逆に再任を妨げないという場合には入念的に規定がされているというふうに通常は解釈するのが慣例だと思っております。なので、適切かどうかということとは別としましても、そこについては任命に当たって若干ここに解釈の幅があるところかなというふうに思っております。

	<p>す。こここのところはちょっと検討した上で必要に応じ再任ということが想定されているということであるならば加えることも含めて検討していきたいと思います。</p>
備瀬委員	<p>体育指導員でしたかね、再任は妨げない。そのために20何年間もされている方もいましたので、それからするともし必要ならば再任を妨げない。あるいは市のほうがたくさんの人材がいる中で、活性化を図るためにいろんな方に経験をしてもらうという、そういう方からしたら2年とすると。そしてどんどん入れ替えていくというそういう考えなのかなと思ったものですから、そういう質問をしました。社会教育委員について図書館も同じような文言になっていますので、そういう質問をいたしました。以上です。</p>
教育部長	<p>ちょっと少し休憩をいただきたいんですけども。</p>
教育長	<p>休憩します。</p>
	<p>休 憩 (14時05分) 再 開 (14時07分)</p>
教育長	<p>再開します。 意見はよろしいでしょうか。それでは、日程第6の同意案第8号から日程第14の同意案第16号 豊見城市社会教育委員の委嘱については、事務局の提案どおり決定して進めてよろしいでしょうか。</p>
	<p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
教育長	<p>はい、ありがとうございます。それでは進めてまいります。 続いて、日程第15の同意案第17号 豊見城市公民館運営審議委員の委嘱についてであります。日程第15の同意案第17号から日程第22の同意案第24号 豊見城市公民館運営審議委員の委嘱について以上8件を一括して議題に供します。事務局、説明をお願いします。</p>
生涯学習振興課長	<p>はい、よろしくお願いいたします。同意案第14号から同意案第24号の豊見城市公民館運営審議委員の委嘱についてご説明いたします。 今回の公民館運営審議会委員の委嘱は、豊見城市公民館設置管理及び職員に関する条例第4条第3項に伴い、任期期間2年から終了になりましたので、新たな委員について同意が必要となっております。今回の委員についてご説明したいと思います。先ほどと一緒に一覧表にてご説明したいと思います。 同意案第17号、委員氏名が佐久本広志委員となります。所属が豊見城市豊見城小学校校長となります。委員委嘱区分は学教育関係者、継続となります。</p>

	<p>第18号、上原康弘委員、那覇保護区保護司会になります。委嘱区分としましては、社会教育関係者、新規になります。</p> <p>次に第19号、委員氏名で具志堅栄孝委員、所属が豊見城中央公民館利用団体連絡協議会になります。社会教育関係者になります。新規になります。</p> <p>第20号、宜保勝美委員、所属が豊見城市女性会会長で、委嘱区分が社会教育関係者、継続となります。</p> <p>第21号、泉川良誠委員、所属が豊見城市環境緑化振興会、委嘱区分が社会教育関係者であります。継続になります。</p> <p>第22号、委員の氏名が川井義喜委員、豊見城市民生児童委員連合会、社会教育関係者で新規となります。</p> <p>第23号、遠藤貢委員、所属は社会福祉法人まつみ福祉会、委嘱区分が学識経験者となり、新規となります。</p> <p>第24号、親川修委員、NPO法人バリアフリーネットワーク会議、委嘱区分が学識経験者の新規となります。</p> <p>今回の委員の任期につきましては、令和5年6月1日から令和7年5月31日の2年間となっております。今回、補足としてここに書かれておりませんが、子ども会と自治会長会につきましては、7月に決定するというので、また改めてこの2つの2団体の委員につきましては、改めて追加ということになると思いますので、そのときはよろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。</p>
教育長	はい、ありがとうございます。ただいまの提案にご意見、ご質問等ございましたら、よろしくお願ひします。はい、備瀬委員どうぞ。
備瀬委員	先ほどと同じように第4条の3委員の任期のところに、再任の文言がないものですから、これも併せて書くことをお願ひしたいと思ひます。いかがでしょうか。
教育長	事務局よろしいですか。
生涯学習振興課長	はい、分かりました。
教育長	そのほかありませんか。はい、下條委員。
下條委員	私も同じ先ほどお話しさせていただいたように、推論ではなくあくまでもちゃんと形としてとっていただきたいなと思ひます。周知とかこういった形ですってご案内していただきたいのと、今、社会教育委員と公民館、同じ方がいらっしゃると思ひますので、なるべくこれももちろんすばらしい方と思ひますけど、広く多くの市民の方に参画していただいたほ

	うがいいのかなと思うので、併せてそちらのほうも広い人材を確立するのも教育委員会のお仕事かなと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。
教育長	はい、事務局。
生涯学習振興課長	委員のおっしゃるとおりだと思います。今度持ち帰って当課にてまた検討したいと思いますので、ご指摘ありがとうございます。
教育長	はい、ありがとうございます。はい、宮城委員どうぞ。
宮城委員	非常に基本的な質問になるんですが、今再任を妨げないという文言をもし付け加えた場合、例えば、公民館運営審議会委員の案が出ている備考のところの継続という文言と再任という文言の使い分けが出てくるのかなと思うんですけども、これに関してはどのようなようになるのでしょうか。全て再任という形になるのでしょうか。
教育長	はい、事務局お願いします。
生涯学習振興課長	今まで再任という言葉づかいがなかったものですから、今回継続として入れられてもらっています。そういった再任を妨げないということでございましたけれど、再任という文言の使われ方が適切じゃないかなと思っておりますので、これについてまた検討したいと思います。
教育長	宮城委員、よろしいですか。
宮城委員	はい、ありがとうございます。
教育長	はい、下條委員どうぞ。
下條委員	すみません。条例を変えるとか文言を変える前に、まずたくさんいらっしゃるかなと思うので、今のままで本当にいないのかとか、さっき言った各種団体とかございますので、いろんな方のご意見とか今多様な社会を作らないといけないところがありますので、ダイバーシティといいますか、いろんな方の考えで運営できたらいいのかなと思って、まずこの条例を変える必要があるのかどうか、それとも周知をちゃんと図られているのかどうかというアセスメントを取らせていただければなと思って、よろしくお願いします。
教育長	はい、ありがとうございます。進めてよろしいでしょうか。 それでは日程第15の同意案第17号から日程第22の同意案第24号につきましては、豊見城市公民館運営審議委員の委嘱については、提案どおり承認してよろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	はい、ありがとうございます。それでは提案どおり決定ということで進めてまいります。

	<p>続いて、日程第23の承認8号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算（専決第1号）についてであります。事務局、説明をお願いいたします。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>教育総務課、赤嶺と申します。承認第8号をお願いいたします。こちらのほうの提案理由としましては、豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則において、教育委員会の議決事項とされておりますが、緊急を要し教育委員会に付議する暇がないと認められたため、臨時代理を行っております。同条後段の規定に基づき、教育委員会に報告しその承認を求めるものであります。</p> <p>続いて、次の資料、令和5年4月13日、教育部教育総務課の資料をご覧ください。こちらのほうについては、専決を行う理由及び内容の説明となっております。（1）に関しましては、控訴の提起がなされたことにより、至急、訴訟代理人を選任する必要があり、第1審に訴訟代理人として選任した弁護士と、引き続き訴訟代理人委任契約の締結を行う必要がある旨を記載しております。その下の結論に関しましては、市のほうが44万円の賠償責任がある旨の内容を記載しております。（2）予算措置につきましては、①下の見積もり金額のほうです。控訴審着手金ということで弁護士と契約した際に支払う着手金167万2,000円を補正予算として計上しております。②控訴審としましては、こちらについては事件訴訟の終了後に支払う報酬金の算定を記載しております。こちらにつきましては、債務負担行為として予算計上しております。</p> <p>続いて、専決処分書をご覧ください。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙の令和5年度一般会計補正予算専決第1号を下記の理由により専決し処分するというので、令和5年4月21日付で専決処分を行っております。こちらのほうにつきましては、教育委員会と別の部署のほう2件、専決処分のほうがなされております。</p> <p>続いて、令和5年度豊見城市一般会計補正予算（専決第1号）の予算書をご覧ください。こちらのほうの3ページ目ですね。3枚めくって、令和5年度豊見城市一般会計補正予算（専決第1号）の事項別明細書がございます。こちらはいつもの教育総務課の部分についてご説明をさせていただきます。</p> <p>続いて、めくっていただきまして3ページ目をご覧ください。歳入となっております。下のほうの表、18款繰入金、2項基金繰入金、1財政調整基金繰入金について167万9,000円を繰入しております。こちらのうち167万2,000円につきましては、教育総務課の部分となっております。</p> <p>続いて、5ページ目をご覧ください。歳出の部分となっております。</p>

	<p>10款教育費、1項教育総務費、2事務局費としまして、12委託料167万2,000円、訴訟と弁護委託料を補正予算として計上しております。こちらにつきましては、着手金のみの部分となっております。</p> <p>続いて9ページ目をご覧ください。債務負担行為で予算計上しております。こちらにつきましては、事件訴訟終了後に支払う予定の部分となっております。事項としましては令和5年度損害賠償請求控訴事件訴訟実費費用及び報酬金となっております。限度額といたしましては、事項の損害賠償請求事件に係る実費額及び報酬金の額となっております。専決処分第1号の部分についての説明は以上となります。</p>
教育長	<p>はい、ありがとうございました。ただいま説明がございました専決第1号について、ご質問、確認事項がございましたら挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。</p>
	<p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
教育長	<p>それでは日程第23の承認第8号 令和5年度豊見城市一般会計補正予算(専決第1号)については提案どおり決定ということでよろしいでしょうか。</p>
	<p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
教育長	<p>はい、ありがとうございます。それでは一般会計補正予算(専決第1号)については提案どおりということで進めてまいります。よろしくお願いたします。</p> <p>議案日程、承認等については以上でございます。</p>

(署名欄)

教育長 瀬長 益光

教育委員 宮城 伸子